

たつの市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 【期間全体版】

1 目的

たつの市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（令和8年4月改定。以下「アクションプログラム」という。）は、たつの市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅の耐震化を一層促進することを目的とする。

2 位置づけ

アクションプログラムは、たつの市耐震改修促進計画を補完するものとして位置づけ、住宅の耐震化に関する取組み方針を定めるものとする。

3 取組期間

令和8年度から令和17年度まで（10年間）

年度	R8	R9	R10	・・・	R15	R16	R17
アクションプログラム	改定						
普及啓発等の取組み	←						→

4 対象区域及び対象建築物

【対象区域】市内全域

【対象建築物】建築基準法（昭和25年法律第20号）の旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に着手したもの）により建築された住宅等（戸建住宅、長屋住宅、共同住宅）とする。（住宅等には、店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）

5 耐震化を促進するための普及啓発等の取組み

(1) 全市民に対する普及・啓発

- ・ 広報誌、ホームページ、回覧板等による周知
- ・ 住民説明会、相談会の実施
- ・ 住宅耐震啓発パンフレットの配布

(2) 住宅所有者に対する取組み

- ・ 戸別訪問、ダイレクトメール等による働きかけ
- ・ 耐震化の必要性・補助制度を紹介するリーフレット等のポスティング

(3) 耐震診断を実施した住宅所有者に対する取組み

- ・ 耐震診断を実施した住民へのヒアリング（電話等）

(4) 改修事業者等に係る取組み

- ・ 関係団体と連携した耐震改修業者向けの技術講習会の実施
- ・ 登録住宅改修業者*等の情報の住宅所有者への提供

*兵庫県の住宅改修事業の適正化に関する条例に基づき知事に登録された住宅改修業者

6 実績の公表

毎年度、支援目標を設定するとともに、診断実績・改修実績・戸別訪問等の実施及び達成の状況をとりまとめて検証し、ホームページで公表する。